

滋LP協第61号
2020年12月14日

会 員 各 位

(一社) 滋賀県LPガス協会

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について 【経産省ガス安全室からの要請】

標記につきまして、経済産業省ガス安全室より全国LPガス協会を通じて、別紙のとおり要請がありましたので連絡させていただきます。令和2年7月30日の福島県郡山市の飲食店における大規模爆発事故による社会的影響や業界の今後の対応が世間から引き続き注視されている状況であることを踏まえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

要請の概要は、事故の飲食店のシンク下の腐食した配管からLPガスが漏えいしたことが推定されたことで、「**業務用施設の厨房内における直近の定期点検調査等において、配管の腐食状況等を確認できていないものがある場合、あらためて調査を実施し、腐食等があれば確実に改善すること**」と要請されています。

さらに、「**消費者が改善に応じない場合は、消費者の所在する都道府県の所管窓口**にその旨を連絡し、**都道府県行政の基準適合命令をもって改善を促すことを求める**」とされています。

これらの対応につきまして、**令和3年3月31日までの期限**が設けられていますのでご注意ください。

なお、**要請事項の詳細について、別紙及び会員事業者向け対応フロー**を、必ずご確認ください。ご多忙の中、ご負担ばかりかかる事例になりますが、対象施設がある場合はご対応いただきますようお願いいたします。また、県庁に連絡しないといけない場合は協会までご報告お願いいたします。協会より経産省ガス安全室に報告義務が課せられております。

この要請文書関係は協会HP会員専用ページにもアップしておりますので、ご利用ください。

送信手段 郵送
事務局担当 駒井